

郡山市立安積第二中学校いじめ防止基本方針

【いじめ基本方針】

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」を言う。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

1 目的

- (1) いじめは、生徒の心身の健全な成長及び人間形成に重大な影響を及ぼし、不登校や生命に関わるような大きな事件を引き起こす背景ともなる深刻な行為であることを生徒に認識させ、思いやりの心を育てる。
- (2) いじめの防止と解消に向けて、いじめ防止対策委員会を中心に、組織的に取り組み、全生徒がいじめの不安や苦痛にさいなまれることなく、平穏で安心して学校生活をおくることができるようにする。
- (3) 「いじめをしない・させない・ゆるさない」学校を築くため、学習その他すべての活動で取り組んでいくとともに、保護者やその他関係者との連携を図っていく。

2 組織・活動

[いじめ防止対策委員会]

<構成員>

校長（委員長） 教頭（副委員長） 生徒指導主事（主任）
生徒指導学年担当 養護教諭 スクールカウンセラー

※ 必要に応じて外部専門家に参加依頼

- ・ いじめにより、児童生徒に生命や心身、財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
- ・ いじめにより相当の期間（年間30日程度または連続して7日間程度）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

<活動>

- ・ 教育相談やアンケート等に関すること
- ・ いじめの事案への具体的な対応に関すること

<開催時期>

- ・ 毎学期1回を定例会とし、いじめ事案が発生した時は緊急に開催する。

3 いじめ防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本方針

① 未然防止

- ・ 生徒の豊かな情緒と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育、人権教育及び体験活動等の充実を図る。

- ・ ボランティア活動や奉仕活動、生徒会活動の活性化を図り、生徒の心の絆を深め、望ましい人間関係、心の居場所、集団づくり、誰もが安心して学べる学校・学級づくりの推進を図る。
- ・ 全校集会等の場を生かして、校長やいじめ防止対策主任の講話を設定し、いじめ防止に関する全体指導を行う。

② 早期発見、早期対応

- ・ 「学校生活に関するアンケート」を毎学期1回実施し、生徒の実態や学校生活に適應しているかを把握し、適切に対処する。
- ・ いじめを早期に発見するために、「困りごと調査」を実施し、教育相談(10月～11月)の資料として活用する。
- ・ 「毎日の生活の記録」を活用して、生徒の思いや悩みの把握に努める。
- ・ いつもとようすが違っていたり、ふさぎこんでいる生徒がいないか、よく観察し、気になる生徒がいた場合は、すみやかに話を聞くようにする。

③ いじめ防止のための対策

- ・ 生徒及び保護者がいじめの相談を行うことができるように、いじめの相談窓口の周知を図る。
- ・ いじめ防止等の教職員の資質向上を図るため、教職員研修を年間計画に位置づけて実施する。
- ・ 毎週金曜日の職員打合せの中で、生徒指導に関する情報交換会を行い、生徒の現況やいじめの兆候についての把握に努める。

④ インターネットでのいじめへの対策

- ・ 携帯電話やスマートフォン等の所有の実態を把握しておく。
- ・ 生徒及び保護者が、ネット上のいじめを防止し、効果的に対処できるように「情報モラル教室」等を実施する。
- ・ ネット上のいじめが確認された場合は、すみやかに解約させ、教育委員会や警察等と連携して対処する。

(2) いじめに対する措置

① いじめの事実確認

- ・ 通報や相談、発見した場合は、すみやかに事実の有無を確認する。
- ・ 生徒、教職員、保護者、地域の方等から情報を集める。

② 指導体制の組織

- ・ 教職員の役割分担を考え、すみやかに対応できる組織体制を組む。

③ 生徒と保護者への指導と支援

<いじめられた生徒への対応>

- ・ 生徒への事実の聴取
- ・ 家庭訪問を実施し生徒と保護者への支援
- ・ 生徒が信頼できる人(家族・親しい友だち・教師等)との連携
- ・ 継続的な心のケアを実施
- ・ 学校生活支援や学習支援を実施

<いじめた生徒への対応>

- ・ いじめは人格を傷つける行為であることとの理解と継続的な指導
- ・ いじめの背景を配慮した当該生徒へ的人格形成にむけての指導
- ・ 保護者に事実を伝え、協力を確保
- ・ 必要に応じて一定期間、別室での学習や出席を停止

<周りの生徒への対応>

- ・ 「いじめを自分の問題として捉える」こととの理解
- ・ 誰かに知らせる勇気を持たせる指導
- ・ 学級や学年でのいじめ根絶に向けた話し合い

<保護者への対応>

- ・ 事実関係や調査によって明らかになったことを説明する

<ネット上のいじめへの対応>

- ・ 不適切な書き込みの削除をプロバイダに依頼
- ・ 必要に応じ、地方法務局や所轄警察署への援助の依頼
- ・ 保護者に対する情報モラルの啓発
- ・ 保護者に対し「解約」を依頼

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合

- ・ 教育委員会にすみやかに報告する。
- ・ 教育委員会と協議の上、当該事案に関する組織を設置する。
- ・ 組織を中心として、事実確認を明確にするための調査を実施する。
- ・ 調査結果については、いじめを受けた生徒と保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

(4) 学校評価に関する事

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、取り組みについての評価を行う。

いじめ防止対策基本方針

郡山市立安積第二中学校